

第3節 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現（共生・魅力）

1 自然との共生等

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

府民が自然環境を通じて心の豊かさ、うるおいを実感でき、自然と共生する社会の実現を目指し、地域住民の参加によるみどり環境（水とみどりのネットワークであるエコロジカルネットワークなど）の創出などを進めます。

【計画策定時の状況】

森林、農空間においては、都市化の進展や開発行為などによる減少・分断化、担い手不足や高齢化による荒廃化が危惧され、大阪湾においても、自然海岸の割合が低く、干潟や藻場が減少しており、平成12年度の府政モニター・アンケートでは約7割の府民が府域の自然環境の状況を「悪い」と感じていると回答していました。

【現状】

生態系の保全のため、ボランティアによる身近な里山の保全活動をはじめ、府民・NPO・企業等の協働により産業廃棄物最終処分場跡地で森づくりを行っていく「共生の森」構想を策定するなど、住民参加による自然環境の保全に取り組んでいます。

(2) 平成15年度に講じた施策

① 自然環境の保全・回復・創出

■ 森林プランの策定

「森林バイオマス（木質資源）の活用」による森と木にふれあう暮らしの創造や森林バイオマス産業の創出を図るために、平成16年3月に「大阪府森林バイオマス利用推進行動計画」を策定するとともに、森林所有者、NPO、府民などの多様な主体が参画し、「森づくり」を総合的、効果的にすすめるための「大阪府森づくり推進ガイドライン」も同年3月に策定しました。

図-38 大阪府森づくり推進ガイドラインがめざす都市農村交流の森づくりの様子



■ 農空間等の保全

農空間の持つ自然循環、環境保全、防災、交流などの多面的な機能を持続的に保全・活用し、都市と共生した地域づくりを図るために、農業生産基盤、農村交流基盤、農村生活環境基盤の整備を府内79地区で実施しました。

また、市街化調整区域における農空間の秩序ある土地利用と、地域環境の保全や地域の活性化を図るために「大阪府農空間保全・活用指針」を平成15年9月に策定するとともに、地域特性を活かした「農空間づくりプラン」の策定を促進しました。

図-39 農空間の保全を目的とした材サンショウ保全施設とそれを利用した環境学習



■ 自然再生事業の推進

近木川の河口部における多様な生物の生息環境を保全・創出するため、府営二色の浜公園にある旧河川敷を利用し、地域住民と協働で川幅を広げるなどにより河口干潟の再生（ワンド整備）、瀬と淵浄化や植生浄化などを行っています。

地域住民と協同で整備計画を策定するためワークショップを開催し、住民意見を取り入れながら水理模型実験を行いました。また、住民提案による汽水ワンドづくりのためのワンド上面土砂を撤去する工事に着手しました。

図-40 地域住民が参加した水理模型実験



② 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

■ 「共生の森」構想の策定

国の都市再生本部が平成 13 年 12 月に決定した第 3 次プロジェクト「大都市圏における都市環境インフラの再生」の取り組みの一つとして、堺第 7-3 区廃棄物最終処分場跡地において、府民や NPO 等多様な主体との協働により、時間をかけ、社会実験的に大規模な森林・ビオトープ空間等の自然環境を創出再生する「共生の森」基本計画の策定に向け、森づくりの組織のあり方やスケジュールなどの基本的な考え方について検討を行いました。

■ みんなで創ろう都市のみどり

～中環の森づくり～

平成 15 年度は、大阪中央環状線の東大阪市荒本西付近約 100m を整備しました。平成 16 年 2 月には、東大阪市立意岐部小学校、意岐部東小学校の児童約 90 人を含む総勢約 160 人の参加により、中環の森づくりオープニングセレモニーとしてドングリの苗木を植栽しました。

■ 水の都大阪の再生

大阪の貴重な財産である「水の都」を再生のシンボルに掲げ、再び水を活かした都市魅力を生み、新しい文化を創造するため、木津川河畔での緑化整備や遊歩道整備、道頓堀川ゾーンでの河川遊歩道整備を行いました。

また、水都再生に関わる事業者や企業、市民、NPO 等との連携を促進すると共に、環境整備の推進や水上交通活性化等、個別課題の具体的検討を行いました。

③ 美しい景観の形成

■ 違法屋外広告物の撤去

河内長野市域および富田林市域において、住民団体等による違法屋外広告物の撤去活動をモデル的に実施しました。

両市域において、管轄の土木事務所長が住民団体等を各 1 団体認定し、道路上の違法なはり紙や立看板等を月 1 回程度撤去しました。

図-41 違法広告物の撤去

